

令和5・6年度
石巻地方広域水道企業団競争入札参加登録申請要領
(物品購入・役務提供)

1 競争入札参加登録申請者の資格

- (1) 令和4年11月1日現在(以下「基準日」という。)において、本社の営業が直近1年以上営んでいること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に規定する者でないこと。
- (3) 基準日直近1年において、所得税、法人税、消費税及び地方消費税、事業税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (4) 営業に関し、石巻地方広域水道企業団と紛争又は争訟中でない者であること。
- (5) 営業に関し、法律上資格を必要とする業種については、その資格を有している者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与しており、適正な競争を妨げるおそれがあると認められる者でないこと。

2 申請書受付期間

令和4年11月1日から令和4年12月15日まで
(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く)

※ 12月15日(木)必着

3 申請方法

郵送又は信書便取扱いのものとします(到着日時が確実に確認できる方法に限ります)。

【送付先】

〒986-0861 宮城県石巻市蛇田字新上沼116番地
石巻地方広域水道企業団総務課管財係

「競争入札参加資格申請書類(物品購入)又は(役務提供)在中」

- (1) 封筒(A4判のファイルが入るもの)に物品購入の場合は「競争入札参加資格申請書類(物品購入)在中」、役務提供の場合は「入札参加資格申請書類(役務提供)在中」と朱書きしてください。
- (2) 物品購入と役務提供の両方を申請する場合は、それぞれ別便で送付してください。
- (3) 持参による受付はいたしません。
- (4) 申請書受理票の発行など、到着確認に係る申請者への報告は、当企業団からは一切いたしません(受理票等を同封していただいても返送いたしませんのでご了承ください)。申請書が配達されたかを確認する場合は、申請書の送付依頼先(郵便局・宅配業者)にお問い合わせください。

4 申請書の提出部数

1 部

5 競争入札参加資格承認書の交付

資格審査の結果、適格と認めた場合は競争入札参加資格承認簿に登録し、競争入札参加資格承認書を交付します。

6 資格の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

7 提出書類

- (1) 詳細は、3ページに記載しております。
- (2) 謄本及び証明書類（写しを含む）については、すべて基準日から3か月以内に発行されたものに限ります。
- (3) 提出書類は、フラットファイル（色は物品購入（黄色）、役務提供（緑色））に綴り込んでください。書類の綴り方は提出書類チェック表に記載してあります。また、フラットファイルはエコロジー商品のものを使用してください。
- (4) 「様式第1号①」及び「企業団使用（記入不要）」はエクセル形式のまま下記アドレスへ送信してください。なお、エクセルのファイル名は「【物品購入又は役務提供】〇〇_△△.xlsx」（〇〇の部分承認番号（新規の場合は「新規」とする）に、△△を会社名（半角カタカナ ※(株)等有は除く）に変える。）とし、送信してください。また、「様式第1号①」及び「企業団使用（記入不要）」以外のシート（様式等）は送信しないでください。

送信先アドレス：『nyusatu@ishikousui.or.jp』

ファイル名例：【物品購入】123_ストウキョウダシ.xlsx

ファイル名例：【役務提供】新規_ストウキョウダシ.xlsx

8 注意事項

この申請は、競争入札に参加する資格を得るためのものであり、競争入札参加資格承認書を交付されても、指名競争入札等において必ず指名されるわけではありませので、ご了解ください。

9 その他

不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

石巻地方広域水道企業団総務課管財係 0225-95-6713（内線225）

○提出書類一覧（「7 提出書類」関係）

番号	提出書類	説明等
<p>※ 書類の作成にあたっては、この提出書類一覧のほか、申請様式（エクセル）の各種様式記入方法説明を確認してください。</p> <p>※ 各種様式は前回申請の様式から変更になっていますので、ご注意ください。</p>		
1	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書	企業団【様式第1号①, ②】
2	使用印鑑届兼委任状	<p>企業団【共通様式第1号】</p> <p>契約行為及び請求書等に使用する印鑑を押印してください。</p> <p>また、契約行為等を本社以外の営業所・支店等に委任して申請する場合も提出してください。</p> <p>なお、委任により申請する場合、法律により営業所・支店等ごとに資格を受けることが必要な業種については、当該営業所・支店等がその資格を有していることが必要となります。</p>
3	法人 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）又はこれの写し	法務局発行のもの
	個人 身分（身元）証明書又はこれの写し	申請者の本籍地の市区町村発行のものに限ります。
4	法人 印鑑証明書又はこれの写し（実印）	法務局発行のもの
	個人 印鑑登録証明書又はこれの写し（実印）	市区町村発行のもの
5	法人 納税証明書又はこれの写し (1) 国税 (2) 都道府県税（法人事業税） (3) 市区町村税 ※基準日直近1年分	<p>(1)については、法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことを確認できる税務署長発行の証明書（様式その3の3）</p> <p>(2)については、納期限が到来した都道府県税について未納がないことを確認できる都道府県税事務所長発行の証明書</p> <p>(3)については、法人市区町村民税及び固定資産税（該当ない場合は不要）に係る市区町村長発行の証明書</p> <p>※ 支店・営業所等で登録する場合、登録する所在地の都道府県税及び市区町村税の証明書が必要です。</p> <p>例) 本社が東京にあり、仙台支店で登録する場合 国税 - 東京都所轄税務署、県税 - 宮城県、市税 - 仙台市</p> <p>※ 未納がないことの証明書が発行できる場合は、当該証明書も可とします。</p>
	個人 納税証明書、非課税証明書又はこれの写し (1) 国税 (2) 都道府県税（個人事業税） (3) 市区町村税 ※基準日直近1年分	<p>(1)については、所得税、消費税及び地方消費税について未納がないことを確認できる税務署長発行の証明書（様式その3の2）</p> <p>(2)については、納期限が到来した都道府県税について未納がないことを確認できる都道府県税事務所長発行の証明書</p> <p>(3)については、市区町村税、固定資産税（該当ない場合は不要）及び国民健康保険税に係る市区町村長発行の証明書</p> <p>※ 未納がないことの証明書が発行できる場合は、当該証明書も可とします。</p>
6	許認可等を必要とする業種については、それを証する書類の写し	
7	提出書類チェック表	【別紙1】
8	返信用封筒（承認書送付用）	長3封筒に84円切手貼付の上、住所及びあて名を記入してください。